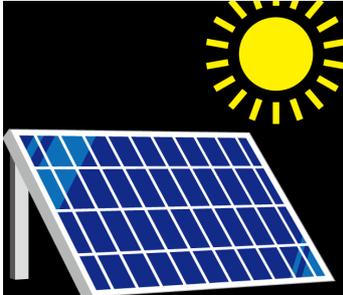
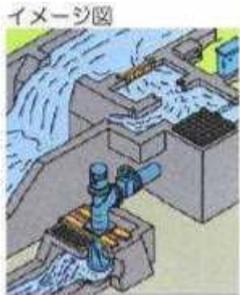
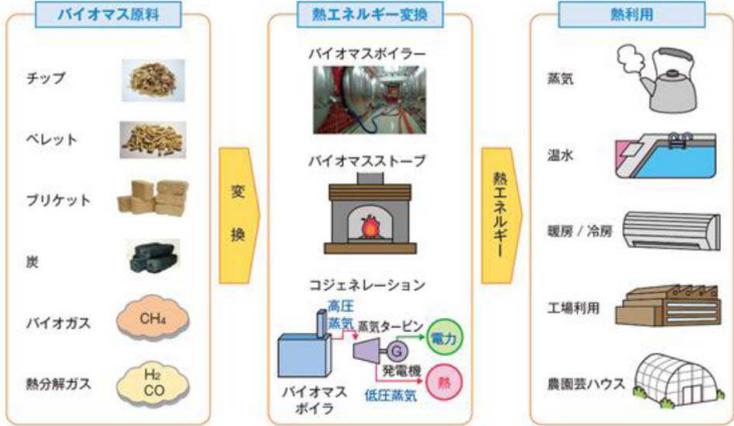


対象となる発電設備とは？

次の新エネルギーをエネルギー源とした、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第38条第3項に規定する事業用電気工作物を設置する事業が対象です。

<p>太陽光発電（50kw以上）</p> 	<p>風力発電（20kw以上）</p> 	<p>小水力発電（20kw以上）</p> 
<p>バイオマス为原料にした電気（10kw以上）</p> 		

※ 温泉発電等の導入に関しては『別府市温泉発電等の地域共生を図る条例』による事前協議をお願いしております。

事業用電気工作物 (電気事業用や自家用電気工作物の総称)		一般用電気工作物			
<p>電気事業用 電気工作物</p> <p>電気事業者の発電所、変電所、送電線路、配電線路など</p>	<p>自家用電気工作物</p> <p>一般用及び電気事業用以外の電気工作物 (工場やビルなどのように、電気事業者から高圧以上の電圧で受電している事業場等の電気工作物)</p>		<p>600V以下で受電する需要設備又は小出力発電設備で、構外にわたる配電線路を有さない設備。 小出力発電設備以外の発電設備がない等安全性の高い電気工作物</p>		
	<p>工場等の需要設備以外の発電所、変電所など (小出力発電設備を除く)</p>	<p>需要設備</p> <table border="1" data-bbox="604 1749 1018 1881"> <tr> <td>最大電力 500キロワット以上のもの</td> <td>最大電力 500キロワット未満のもの</td> </tr> </table> <p>例) 一般家庭、商店、小規模事業所等の屋内配線等、家庭用太陽光発電・燃料電池発電等の小出力発電設備</p>		最大電力 500キロワット以上のもの	最大電力 500キロワット未満のもの
最大電力 500キロワット以上のもの	最大電力 500キロワット未満のもの				

(小出力発電設備とは？)

出力50kW未満の太陽電池発電設備、出力20kW未満の風力発電設備、出力20kW未満の水力発電設備（ダムを伴うものを除く）、出力10kW未満の内燃力を原動力とする火力発電設備、出力10kW未満の燃料電池発電設備（固体高分子形のものであって、最高使用圧力0.1MPa未満のものに限る。）
※ バイナリー発電設備やバイオマス発電設備など、水蒸気や溶媒の汽力を活用するものについては火力発電設備と同じ扱いになります。